

別紙2 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業に係る留意事項

1 専門員を配置できる介護福祉士養成施設

専門員を配置できる養成施設は、県が指定する介護福祉士養成施設であって、当年度の定員充足率が50%以下であった施設とする。

(1) 専門員が行う業務

専門員は、次の事業について、一月当たり3回以上実施すること。

このため、専門員の人件費については、一月単位で計上すること。

①小中学校や高校を中心に、介護に関する教育機関として、介護の専門性や意義などを伝達するための出前講座等

②高校及びその生徒を対象とした、学校内や外部会場で実施する養成施設への入学促進のための訪問・説明会や進路相談等

③在籍する留学生を対象とした、日本語学習支援や地域との交流を通じた日本文化の学習等の課外授業

(2) 実績報告時の必要書類

交付申請時チェックリストの「2. 提出書類」において「その他参考となる書類」として提出を求める書類は、以下のとおり。

ア 交付申請時

「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業専門員事業計画書」

イ 実績報告時

「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業専門員事業実績報告書」
及び専門員の一月毎の活動記録（任意様式）